

令和元年度第10回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和2年1月10日(金) 午後3時00分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村	辰寿	
委員	1番	山根	祐一	2番	西田	悦子	
	3番	山崎	幸臣	4番	田中	豊秋	
	5番	綾木	晴子	6番	丸山	武	
	7番	河村	久雄	8番	田中	正則	
	9番	木原	さち子	10番	谷尾	友枝	
	11番	宮本	彰太郎				

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	谷本	昭
	永江	守弘	山本	知司
	上月	清	保田	公範
	竹内	俊雄	松田	純一
	藤田	克昭		

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

- | | | | | | | | |
|----|------------|-------------------------------|----|-----|-----|----|----|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 9番 | 木原 | さち子 | 10番 | 谷尾 | 友枝 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | | | | | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | | | | | |
| | 3 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | | | | | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | | | | | |
| 第4 | 議案第2号 | 非農地証明について | | | | | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用集積計画案の決定について | | | | | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用配分計画案について | | | | | |
| 第7 | その他 | | | | | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

6. 会議の概要

局長	本日の欠席はありません。全員出席です。 令和元年度第10回八頭町農業委員会を始めます。
議長（会長）	最初に「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について提案したいと考えます。 昨年10月に農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。行政委員会である農業委員会は法令遵守による公正・公平な職務遂行、特に農地制度の適正執行に努めなければなりません。 このことを踏まえまして、11月28日に開催されました令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛清の徹底を図っていくことを確認しました。 つきましては、本申し合わせ決議の趣旨に則り八頭町農業委員会でも申し合わせ決議を実施したいと考えます。ご異議はありませんか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	それでは別紙決議文をご覧ください。
委員一同	「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」確認
議長（会長）	続きまして農業委員会憲章唱和をお願いします。
委員一同	農業委員会憲章唱和
議長（会長）	（あいさつ・令和元年度全国農業委員会会長代表者集会報告） 日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、9番 木原 さち子委員、10番 谷尾 友枝委員をお願いします。 次に日程第2、報告事項ですが委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思えます。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようでしたら事務局は報告をお願いします。
事務局	報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。 報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相

続についての届出です。

今月は9件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は19件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。1件の該当事業がありました。町との協議が出来ており、八頭町上下水道課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号9-1について事務局は説明をお願いします。

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号9-1について説明します。

土地の所在地 久能寺地内 5筆 台帳地目 すべて田 現況地目 すべて田 面積 476㎡、20㎡、280㎡、1,337㎡、1,112㎡合計 3,225㎡

14棟の建売住宅を目的とした転用です。

場所ですが、議案書の2ページから4ページに図面を付けています。土地利用計画図は5ページ、雨水汚水排水計画図は6ページに付けています。

理由につきましては、県道河原インター線の出入口に近く交通の利便性の良い申請地に14棟の建売住宅を建築したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

農地区分は、菅埋設道路沿道の区域で500m以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地であり第3種農地に該当します。

許可根拠は原則許可です。

信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。資力については金融機関融資証明書により確認しました。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

他法令関係許認可ですが、埋蔵文化財協議は終了しており、昨年7月委員会で試掘調査の一時転用申請を提出され許可され終了しております。また、県への開発許可申請も申請済みであり許可見込みとなっております。

周辺農地への影響ですが、東側は県道、西側は町道、南側は宅地と田、北側は宅地、田、畑になっています。雨水は自然流下で、新設の道路側溝へ放流します。汚水排水は公共下水道へ接続します。水利権者の同意、耕作者の同意は得られています。

日照、通風についてですが、建物は隣地から1mから3m離しますし、高さは約8mですので影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、3番 山寄委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山寄委員 1月6日に聞き取り調査を行いました。事務局の説明のとおりでした。特に問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 図面についてですが、雨水排水計画図は、はっきりとよく見えるようにしてください。常設審議委員会では必ず指摘されます。太い線で示して下さい。

事務局 分かりました。

議長（会長） その他質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

事務局	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして日程第4 議案第2号 非農地証明について審議を行います。受付番号9-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第2号 非農地証明について説明します。 これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号9-1について説明します。 土地の所在地 北山地内1筆 登記地目 畑 現況地目 山林 面積 1,996 m ² です。 場所につきましては、議案書の9ページから11ページに図面を付けています。理由につきましては、平成元年月日不詳より梨園を廃園し、その後桧を植林されました。現在は山林となっています。この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり転用の事実行為から既に20年以上経過しており、農地行政上も特に支障が無いと考えます。 現地確認を田中豊秋委員、小林委員、竹内推進委員にお願いしました。
議長 (会長)	この件につきましては、4番 田中豊秋委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
田中豊委員	1月6日に現地で申請者に説明を聞きました。 また、1月10日に小林委員、竹内推進委員、事務局と私で現地調査を行いました。以前は山の斜面に梨園をされていたそうですが、伐採し桧を植林されたそうです。今は30年生の桧になっています。今日まで、農地法の許可が必要であったことを知らなかったということです。
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので、受付番号9-1について申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)

議長（会長）	<p>異議なしということで、受付番号 9-1 について申請どおり決定いたします。</p> <p>続きまして日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>八頭町長から令和元年 12 月 26 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>議案書の 12 ページをご覧ください。</p> <p>今月は通常の利用権設定が新規 3 件、更新 11 件、合計 14 件です。面積は田 32,677 m²、畑 3,726 m²、合計 36,403 m²です。</p> <p>中間管理事業分は新規 8 件、更新 14 件、合計 22 件です。面積は田 104,675 m²、畑 2,812 m²、合計 107,487 m²です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。</p>
議長（会長）	<p>通常の利用権設定分 受付番号 115-1 から 126-12 について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>この件に関して質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで利用権設定分 受付番号 115-1 から 126-12 について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、受付番号 127-13、128-14 についてですが、これは関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。</p> <p>（関係委員退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは受付番号 127-13、128-14 について審議を行います。</p> <p>この件に関して質問意見はありませんか。</p>

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで利用権設定 受付番号 127-13、128-14 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。 (関係委員入室)
議長 (会長)	続きますして中間管理事業分 受付番号 98-1 から 119-22 について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。
委員一同	(報告なし)
議長 (会長)	この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで中間管理事業分 受付番号 98-1 から 119-22 について申請どおり決定します。 以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。 続きますして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第 4 号 農用地利用配分計画案について説明します。 八頭町長より令和元年 12 月 26 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。 整理番号 141-1 から 172-32 について説明します。 先ほどの議案第 3 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 71,788 m ² と既に機構へ貸し付けてあり、今回更新になる農用地 35,699 m ² を借受け希望のありました地域の担い手である 3 法人へそれぞれ 20,831 m ² 、28,138 m ² 、3,080 m ² 、5 名の担

い手へそれぞれ 2,278 m²、41,623 m²、867 m²、7,858 m²、2,812 m²を配分するものです。

議長（会長） 整理番号 141-1 から 172-32 につきまして、質問意見はありませんか。

河村委員 整理番号 160-20 ですが、申請地 2 筆は近くの農地なのに賃借料が大きく変わります。間違いはありませんか。

事務局 近くの農地ではありますが、1 つは面積が小さい農地ですし、未整備田ですので賃借料は安くなっています。間違いではありません。

河村委員 分かりました。

議長（会長） その他質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、整理番号 141-1 から 172-32 について申請どおり決定します。
 以上で日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。
 続きまして、日程第 7 その他について事務局よりお願いします。

事務局 ●農業委員及び農地利用最適化推進委員募集について
 ●視察研修について
 ●次回農業委員会は 2 月 10 日（月）13 時 30 分から船岡地区公民館大集会室で開催します。
 以上です。

議長（会長） 以上で第 10 回農業委員会を終了します。
 終了（16 時 15 分）